

定例監査の結果

1 監査の期間

令和元年 5 月 1 6 日から令和元年 6 月 3 日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

産業部 企業誘致課及び農林水産課

(2) 対象期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

なお、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 企業誘致課

なし

(2) 農林水産課

ア 契約事務において、契約締結伺いについて、随意契約の根拠条文の記載がないものがあつた他、契約保証金免除の根拠条文の記載がないものがあつた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

イ 土地使用貸借契約に係る解約書において、消せるボールペンが使用されているものがあつた。文書の公正性が疑われる事態となることから、公文書への使用の禁止について徹底されたい。